

伊丹市立学校園施設等の使用に関する条例施行規則（昭和55年3月31日教委規則第1号）

最終改正:令和6年2月1日教育委員会規則第1号

改正内容:令和6年2月1日教育委員会規則第1号〔令和6年2月1日〕

○伊丹市立学校園施設等の使用に関する条例施行規則

昭和55年3月31日教委規則第1号

改正

昭和57年3月31日教育委員会規則第2号
平成6年8月31日教育委員会規則第4号
平成9年6月30日教育委員会規則第4号
令和6年2月1日教育委員会規則第1号

伊丹市立学校園施設等の使用に関する条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、伊丹市立学校園施設等の使用に関する条例（昭和55年伊丹市条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において「施設」とは、条例第2条に規定する施設をいう。

（施設の使用時間）

第3条 施設の使用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

（施設の使用申請）

第4条 施設を使用しようとする者は、当該学校長、幼稚園長または伊丹市立総合教育センター所長（以下「学校長等」という。）を経由して、伊丹市立学校園施設使用許可申請書または伊丹市立総合教育センター施設使用許可申請書を使用しようとする日の3日前までに伊丹市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

2 施設を使用する際に、特別の設備を設置する場合は、前項の申請書にその設備計画を示す書類を添付しなければならない。

（施設の使用許可）

第5条 教育委員会は、前条の使用許可申請書を受理したときは、その内容を検討し、適当と認めた場合は、伊丹市立学校園施設使用許可書または伊丹市立総合教育センター施設使用許可書を交付する。

2 教育委員会は、施設の使用を許可する場合において、施設の管理上必要があるときは、条件を付することができる。

（使用料の納付）

第6条 前条第1項の使用許可書の交付を受けた者は、直ちに使用料を納付しなければならない。

（使用料の免除）

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、条例第4条第2項の規定に基づき、使用料を免除する。

- 1 地域住民に対し文化・スポーツの普及を図ろうとする者が、その目的のために使用するとき。
- 2 地域活動の振興のために本市から助成を受けている者が、その目的のために使用するとき。
- 3 公共団体が使用するとき。
- 4 公共的団体が地域住民の福祉向上のために使用するとき。
- 5 学校関係団体が、教育の目的のために使用するとき。

（使用料の返還）

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合に、条例第4条第3項ただし書の規定に基づき、既納の使用料を返還する。

- 1 条例第6条第1項第4号または第5号に該当することにより、教育委員会が施設の使用の許可を取り消し、または使用を停止したとき。
- 2 災害その他不可抗力により施設を使用できなかつたとき。
- 3 前2号に定めるもののほか、教育委員会が特に必要と認めるとき。

（使用許可事項の変更申請および許可）

第9条 第5条第1項の使用許可書の交付を受けた者が、使用許可事項を変更しようとする場合は、当該使用許可書を教育委員会に提出し、使用許可事項の変更申請をしなければならない。

2 前項の申請については、第4条の規定を準用する。

3 教育委員会は、当該申請の内容がやむを得ないと認めた場合は、第1項の申請に係る許可をするものとする。

4 前項の許可については、第5条の規定を準用する。

5 第3項の許可を受けた者が、第6条の規定により既に使用料を納付している場合は、当該使用料を当該許可により納付すべき使用料に充当する。

（使用者の遵守事項）

第10条 施設を使用する者は、条例第5条に規定するもののほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 1 使用前に学校長等と使用方法等について十分協議すること。
- 2 盗難、火災等の発生の防止に努め、善良な管理者の注意をもつて使用すること。
- 3 許可を受けず、物品を搬入しないこと。
- 4 許可を受けず、ポスター・ビラ等を配布し、または掲示しないこと。
- 5 多人数で施設を使用する場合は、必要に応じ、整理員を配置する等秩序維持および安全対策のために配慮すること。
- 6 学校長等、関係職員または施設使用管理者の指示に従うこと。

（使用許可の取消通知）

第11条 教育委員会は、条例第6条第1項の規定により、使用の許可を取り消し、または使用を停止したときは、第5条第1項の使用許可書を交付した者に対し、その旨を文書で通知するものとする。

（施設使用管理者）

第12条 教育委員会は、学校に施設使用管理者を置くことができる。

2 施設使用管理者は、概ね次の各号に掲げる事務を掌どる。

- 1 施設を使用する者に対し、条例第5条に規定する使用者の遵守事項および第10条に規定する使用者の遵守事項を周知徹底させること。
- 2 施設の鍵を保管すること。
- 3 随時施設を点検することにより、施設の管理を図ること。

3 施設使用管理者は、教育長が委嘱する。

（細則）

第13条 この規則に定めるもののほか、施設の使用に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

1 この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

2 伊丹市立小学校および中学校の体育施設の開放に関する規則（昭和49年伊丹市教育委員会規則第9号）は、廃止する。

付 則（昭和57年3月31日教委規則第2号）

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

付 則（平成6年8月31日教委規則第4号）

この規則は、平成6年9月17日から施行する。

付 則（平成9年6月30日教委規則第4号）

この規則は、平成9年7月1日から施行する。

付 則（令和6年2月1日教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。